

生健会に相談して、「お風呂の修理ができました」 保護課「1.8km先の銭湯に自転車で行け」…ひえっ！「湯冷めする」

小倉南区に住むKさんから、風呂釜が壊れて湯が沸かない。ケースワーカー（CW）に相談したら、「修理代は出せません」と言われた、との相談が生健会に寄せられました。

生活保護では「近隣に公衆浴場がない場合は修理費を認める」と定めています。保護課に生健会が電話すると、CWは、「重度障がい者でないので修理代は出ません。近くに銭湯があるので自転車を使えば通えます」との答えでした。

保護課が言う銭湯と自宅の距離を測定すると1.8kmもありました。風呂に入って自転車

で帰れば冬は湯冷め、夏は汗をかきます。係長が出てきて「課長と相談したが、自宅風呂の普及率が70%になっているので修理代を認めます」となり、修理も完了しました。

市民が相談したときは「ダメ」と言い、生健会などが法に基づき話をすると「OK」になる。ここを正さなければ、生健会などにつながった人は何とかなるが、生健会などを知らなければ、Kさんは540円を支払って1.8km先の銭湯に通わなければなりません。

小倉生健会は、このような保護課の対応を改めるように繰り返し求めています。



胸を張って 生活保護を利用しましょう

日本共産党の田村智子参議院議員の追及を受けて、12月下旬、政府もようやくHPに次のような文言を掲げました。

“生活保護を申請したい方へ”

「生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください」と。・・・一歩前進です。

生活に困窮したら、胸を張って生活保護を利用しましょう。

でも、実態は生活保護を利用できる方の8割が生活保護を利用せず、生活保護以下の生活をしています。

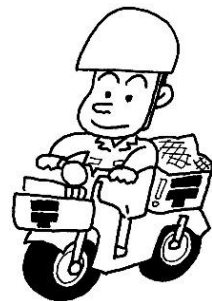
ツイッターで「#生活保護は権利」を付けて「発信を」との呼びかけがありました。

筆者も、「『権利とは』。この説明が難しいですね。以前、湯浅誠さんから「ヨーロッパでは神から（全ての人に無条件に等しく）与えられたものと解されている」と聞き、納得しました」とツイートしました。

小倉生健会員が北九州市議選に立候補 生活保護・生活困窮者の支援や改善にも全力



小倉北区 大石正信
小倉北区 出口成信
小倉南区 藤沢かよ
小倉南区 宇土浩一郎



小倉生健会
生活と健康を守る
一人はみんなのために、みんなは一人のために

えっふん

こんな内閣が「軍隊」を持つべきではない

安倍晋三前首相が「桜を見る会」前日の夕食会に関して、118回も「ウソ」を繰り返していたことが衆院調査局の調べで分かった。

同局は「森友学園」問題でも事実と異なる答弁が計139回あったとしています。

「お答えを差し控える」という答弁も許せません。マスコミでは日本や米国を「民主主義陣営」と言いますが、大臣や役人の国会でのウソは民主主義の破壊です。国会でのウソは中国や北朝鮮と似ています。

公務員の忖度やウソに関して、専修大学の晴山一穂名誉教授は「憲法の『全体の奉仕者』とは、行政の専門家として、中立、公正の立場で国民にとって最良の行政を追求し、政府に意見を述べ、実施することです」と言います。

心配なのは、安全保障の分野（敵基地攻撃能力）にもウソが広がっていることです。ウソと忖度の内閣は軍隊を持つべきではありません。

柳沢協二・元内閣官房副長官補は「敵基地を100%たたけなければ必ず報復される」と指摘。そうなれば、日本が相手に行ったのと同様、全土が攻撃対象になり多数の犠牲者が発生します。敵基地攻撃の先に待っているのは日本の破

生健会が、本庁保護課に「緊急申入れ」

12月21日、市内各保護課で、ひどい対応が続いたため、生健会北九州ブロック協議会は、本庁保護課に緊急申入れを行いました。

■保護申請の窓口で、借金になる緊急小口資金の利用を執拗に勧められた。面接係長からは「借りても免除されるから保護と同じだ」とも言われた。

■申請前の段階の母子の母に「保護になったら、二か所で働くか、転職をしてもらわなければ」と「事前指導」された。これは違法であり、申請を躊躇させ、国の通知にも反している。

■「変更通知」の見直しは、保護利用者の意見を聞いて実施すべき。

■同日付で、内容が異なる2通の変更通知書が来た。どちらが本当か。

安倍・菅政権が行ってきた“恣意的人事”

最高裁判事(裁判官)	2012年以降	欠員となった「裁判官」は(一人)の判事の後任を、最高裁が慣例に従い一人を推薦したのに対し、二人の推薦を要求。
内閣法制局長官	2013年8月	内部昇格の慣例を破り、集団的自衛権行使容認派の小松一郎駐フランス大使を起用。
NHK会長	2013年~14年	作家の百田尚樹氏など安倍首相(当時)に近い人物を会長人事を担うNHK運営委員会に。選任された榎井勝人氏が日本軍「慰安婦」問題で暴言。
内閣人事局の創設	2014年5月	中央省庁の幹部人事を一元管理する内閣人事局を発足。
最高裁判事(弁護士)	2017年1月	「弁護士」の判事を日本弁護士連合会のリスト以外から任命。
検察庁幹部	2020年1~2月	黒川弘務東京高検検事長の定年延長を閣議決定。さらに、検察官幹部の定年延長を官邸の判断で可能にする検察庁法改悪案を国会に提出。
日本学術会議	2020年10月	日本学術会議が推薦した新会員のうち6人を菅首相が任命を拒否。

表「しんぶん赤旗」より

滅です。

どうすればいいのか。柳沢氏は、日本が取るべき道は敵基地攻撃ではなく、外交努力であり、「抑止力」のための軍拡から、軍縮への転換ですと言います。

女優の吉永小百合さんは、「戦後がいつまでも続くように」と言っていました。ウソも忖度もない平和で民主的な日本を子どもたちに伝えたいですね。



申入れする門司・八幡・若松・小倉の各生健会

- 7年連続ケースワーカー（CW）が交代していた。それではCWも仕事にも熱が入らないし、保護利用者との信頼関係も築けなくなる。
- 「10万円の給付金をもらったのだから、おむつ代は給付金から払って下さい」と言われた。
- 移送費が必要かどうかCWは分かっているから、CWの方から通院移送費を案内すべき。
- 重度の障害者に「書類を持ってこい」という。タクシーに乗って書類を届けなければならない。郵便送付にすべき。

市みずからが決めた「生活保護事務手引書」を守れ 5回目の市議会陳情「ケースワーカーが見ればわかる『通知書』を」 生活保護費は、百円・十円の変更が重大

12月8日、北九州市議会の保健福祉常任委員会で、生健会が行った陳情での「口頭陳情」の概要は次のとおりです。

お早うございます。私は、「小倉 生活と健康を守る会（略称 小倉生健会）」の飯田です。分かりやすい「生活保護変更決定通知書」の見直しについて、口頭陳情をさせていただきます。

私たちは、生活保護に関する「通知書」の改善を、これまで4度も市議会に陳情してきました。

平成24年には、保護課から「変更理由等、ケースワーカーが入力する時に、丁寧に書くように指導したい」との答弁がありましたが、丁寧には書いていただけませんでした。

平成25年には「現在、様々な工夫を行い、できる限りわかりやすいものになるように努めている」との答弁がありましたが、わかりやすいものにはなりません。

平成29年には「通知書の内容の見直しに向けて、取り組みをすすめております」とのうれしい答弁をいただき、ようやく、平成31年4月から一定の改善がされました。私たちは、この改善を評価しております。ところが、改善は不十分なままでした。

そのため、令和元年にも陳情を行い、保護課からは「ご意見をケースワーカーに伝えてもらえば、また検討してまいります。ケースワーカーを通して受給者の方にも意見を聞いていきたい」との答弁がありました。

そこで私たちは、本庁の保護係長と、この問題のみで懇談し、どこが、どう分かりにくいかを1時間半にわたって説明し、分かっていたきました。この時には記録担当の職員も同席し、熱心に記録されておりました。しかし、

一向に見直が行われる気配がありません。それどころか、今年10月の保護課との懇談では、保護課は「前任者から引継ぎは行われている」「皆さんから要望・提案があれば再度提出してください」「変更をするには電算機をやりかえるため大きな予算がかかる」と言われました。

私たちは大変驚きました。「引継ぎは受けているが、再度要望を出せ」とは、一体これまで何を検討してきたのか。しかも、変更には「多額の予算がかかる」との言い分は、令和元年の議会答弁と矛盾します。

令和元年の陳情審査では、「予算については、常にシステムの変更があるので、大きな枠で予算がある。システムについても、新たに難しくいじくるのではなく、今あるデータをいかに明示していくかと言う作業で、そんなに作業的には難しくないと答弁が行われていました。

もっとまじめに、市民が困っていることの解決にあたっていただきたい。その場しのぎの言い訳はやめてほしいというのが率直な感想です。

通知書の理由欄には、「介護保険料控除の変更」などの理由が書かれている場合もありますが、その場合でも金額は書かれていません。金額が書かれてなければ変更の正否を確かめることができません。



市議会事務局に陳情書を渡す生健会の代表

本市が作成した「生活保護事務手引書」の「理由付記」には、その理由が法令に適合していなければならないという、法律による行政の原理があることに加え、その理由を示すことには

- ◆行政の示威(しい)的な意思決定を抑制するとともに、慎重な意思決定を行わせる。
 - ◆相手方となる市民を説得し、その理解を得やすくする。
 - ◆行政の意思決定の過程を市民に明らかにする。
 - ◆行政の意思決定に不服がある場合の、救済手続きの便宜に資する。
- と書かれており保護課の態度は、この手引書

にも反しています。

生活保護費は、百円・十円の変更が重大なのです。通知書は市民の命にかかわる重要な文書です。

保護課は、「通知書」の内容が分からない場合は、「ケースワーカーに聞いていただければ懇切丁寧にお答えさせていただく」と言いますが、そのケースワーカーも、電算機を見なければ回答できないといわれることがしばしばありますせめてケースワーカーが見ればわかる「通知書」にすべきです。

どうか、よろしく願いいたします。

【自分への思いやり】

セルフコンパッションで うまくいく！

臨床心理士
山藤奈穂子

⑰「怒り」の感情を抑える方法

それはあなた自身のせいではなく、未熟だからでもなく、だめな人間だからでもありません。あなたの脳があなたを命の危険から守ろうとしているだけなのです。

では、なぜ脅威だと認識してしまうのでしょうか。例えば、お店で不当な扱いを受けると、長時間待たされる、ばかにされたように感じるなど、どれも命の危険があるわけはありません。

原始時代、人は集団からはじかれ追放されると生きてはいけません。

「自分が尊重されていない」と感じると、脳が過剰反応し、相手を脅威と認識して怒ります。怒っている時、傷ついている時、理解していません。でも現代では、この怒りの反応によって、あなた自身に社会的な不利益が生じてしまいます。対人関係とともに、心身の健康をむしろむ原因にもなります。

どうしたら怒りを抑えつなげるのです。



えられるようになるの「怒っている時は、困っている時、傷ついている時」と理解します。そして怒っている自分に気づき、「怒っているな」と自分を客観視することが最も大切なことです。

その後、目を閉じて2〜3回深呼吸をして、「困っているんだね、つらいんだね、大丈夫だよ」と、泣いているわが子や親友にかけるような言葉を自分にかけてみます。それが怒りを抑え、あなたや周囲の人を守ることに繋がります。